

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和3年1月13日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時29分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、戸田法務・情報公開課長、
小原参事兼財政課総括課長、藤澤総合防災室長
 - (2) 復興局
大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（総務部、復興局関係）
「(仮称) 東日本大震災津波を語り継ぐ日条例について」

9 議事の内容

○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、会議を行います。

これより（仮称）東日本大震災津波を語り継ぐ日条例について調査を行います。

本日は、先月行った条例の素案に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、条例案について御協議いただきたいと考えております。

それでは、パブリックコメントの結果及びそれを踏まえた条例案について御説明いたします。お手元にお配りしております資料1ー1、（仮称）東日本大震災津波を語り継ぐ日条

例（素案）に関するパブリックコメントの実施結果をごらん願います。

先月9日から31日まで実施いたしましたパブリックコメントの結果につきまして御報告いたします。

パブリックコメントに当たっては、ホームページ等で県民に周知したほか、各市町村に対しても意見照会を行いました。その結果、2、実施結果の(1)、意見提出者に記載のとおり、五つの市町村、個人1名から意見の提出がありました。また、(2)、意見等の内訳に記載しておりますが、件数で言いますと15件の御意見をいただきました。

条例案への反映状況につきましては、3に記載のとおり区分としたところですが、A（全部反映）からF（その他）の6区分につきましては、知事部局のパブリックコメント制度の実施に関する要綱によるものであり、C（趣旨同一）を5件、D（参考）を6件、F（その他）を3件と整理しております。

それぞれ整理した理由について説明します。お手元の資料1-2、意見検討結果一覧表及び資料1-3、条例（素案）をごらん願います。資料1-3は、パブリックコメントの素案に対し、意見をいただいた箇所に下線を引いております。資料1-2の1ページの1番から4番は、条例全般についての意見です。4件とも全て3月11日の名称に関する意見が寄せられております。

1番は、語り継ぐという文言が、風化、忘却を前提としているので、名称を東日本大震災津波・日本の大地動乱の時代が開始した日と定めるべきとの意見ですが、本条例の趣旨を説明し、参考の意見として承ることを考えております。

2番及び3番は、震災の被害は津波以外にもあるため、津波に限定しないようにとの意見ですが、本県では地震及び津波を表現するものとして東日本大震災津波を使用していますので、趣旨同一の意見と考えています。

4番は、条例素案の概要及び内容に異論はなく、この津波を機に注目された過去の津波災害後の教訓を思い出す日として、三陸の震災津波を語り継ぐ日でありたいとの意見ですので、賛同の意見として受け、意見の内容は今後普及啓発における参考とすることとしたいと考えております。

次に、2ページの5番から12番までは、条例制定の趣旨である前文についての意見です。5番は、1段落目の本県との表現は不要との意見ですが、本県の条例ですので、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

6番は、1段落目の被害を甚大な被害にとの意見ですが、かつて経験したことのない被害は、甚大な被害と同じ意味ですので、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

7番は、大切な人を大切な命にとの意見ですが、請願の趣旨である3月11日を大切な人を想う日とすることを踏まえ、人を重んじることとし、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

8番は、人と人々が支えあうことを支えあいにとの意見ですが、人と人々が支えあうことの人は、特定の人を示しているものではなく、抽象的なものですので、原案どおりとし

てはいかがかと考えております。

9番は、3段落目の今後も復興に向けた歩みは続いていくが、復興が果たされる日が来てもその表現は、現時点ではいいが、復興が果たされる日が来たら条例を見直すのかという意見ですが、前文は制定時の状況や決意を含め伝え続けていくため、このような表現としたものであり、復興が果たされたときに改正することは現時点では考えていないものであります。

10番及び11番については、3段落目の悲しみと教訓という表現を経験と教訓、一人ひとりの経験と教訓という表現が適当ではないかという意見ですが、請願の趣旨であるあの日の悲しみと教訓を永遠に語り継いでいくということを踏まえ、大切な人を失うという悲しみを語り継ぐことで、より切実に教訓も伝承されるものと考えられますので、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

12番は、5段落目のふるさと岩手を築いていくことを誓いの前に、共に力を合わせてを入れるとの意見ですが、前段落の文章の力を合わせてと重複となることから、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

次に、3ページの13番は、県の取組、県民の取組の促進の両方に係る意見ですので、集計上2件としてカウントしております。取組ではなく、責務、目標のほうは適当ではないかとの意見をいただいておりますが、本条例の趣旨に鑑み、普及啓発や自発的な取り組みの促進がふさわしいため、原案どおりとしてはいかがかと考えております。

14番は、県民の取組の促進の県民を県民及び国内外の人たちとする意見をいただいておりますが、本県の条例であることから、県民を対象として自発的な取り組みを促進することとし、原案どおりとしてはいかがかと考えております。以上がパブリックコメントに対する検討結果案として整理したものです。

この検討結果を踏まえ、条例案については、資料1―3の素案のとおり修正を加えないこととしてはいかがかと考えております。

なお、パブリックコメント実施結果の公表についてですが、先ほど説明しました資料1―2の意見検討結果等一覧表及び資料1―4のパブリックコメント実施結果により公表することとし、公表時期については条例の議決後の公表としてはいかがかと考えております。説明は以上であります。

それでは、まず条例案について御意見はありませんか。

○**武田哲委員** ちょっと確認のために、委員長からは15件の意見があったというお話でした。確かに資料1―1の(2)には15件になっているのですが、全体を見ると14件になっていますが、その1件の差はどこか、お知らせください。

○**岩淵誠委員長** これは、13番のところの大区分が二つに分かれておりますので、それがカウントされるということです。

○**飯澤匡委員** 参考までに、個人と市町村から意見が来ましたが、例えばこっちが市町村の意見ということは示せないのですか。これは全部個人から来たものですか。

○岩渕誠委員長 個人の意見は1件であります。なお、どの意見が誰のということにつきましては、パブリックコメント制度に関する指針というものがありまして、現段階では詳細をこの場で申し上げることはできない規定になっておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○工藤大輔委員 意見として、11番のところですが、悲しみと教訓ということで案をまとめたのですが、言われてみれば確かにという思いもしています。教訓はかなり広い経験を含めたものだと思うので、教訓の中に悲しみも含まれるなと思うところで、あの日の教訓を伝承していく必要があるでもよかったのかなという思いはしています。

○岩渕誠委員長 今のは、そのように変えてほしいという。御意見だけを……。

○工藤大輔委員 変えてもいいのかなという。

○岩渕誠委員長 ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、今工藤委員から、資料の番号11番、条例制定の趣旨に関して、3段落目、悲しみと教訓を一人ひとりの経験と教訓とするという指摘に対しては、そういうことでもいいのではないかという御意見も出たのですが。

○工藤大輔委員 そうは言っていない。

○岩渕誠委員長 そうでなければ、具体的にお示しを。

○工藤大輔委員 私が先ほど言ったのは、悲しみと経験と教訓ということを行ったのではなくて、教訓の中に、ここで指摘をされている経験も入るのか。あるいは悲しみと教訓を伝承していくという素案で決めたのだけれども、こうして文章を改めて見てみると、悲しみも教訓の中に含まれるかなと、全てが教訓で網羅されるのではないのかなという思いを持ったところです。

確認をしたいと思うのですが、経験と教訓は明確に違いますか。

○戸田法務・情報公開課長 経験と教訓とは言葉が違うので、意味の違いはあると思います。経験というのは経験したことの事実ということで、教訓はその経験を伝えていくということになると思うので、そういう違いはあると思います。

○工藤大輔委員 そうであれば、悲しみを取って、教訓に網羅してもいいのかなという私の意見ですが、大勢にならないのであれば変える必要はないと思います。

○郷右近浩委員 委員会で作った東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の素案のとおり進めることについて、意見があるわけではないのですが、パブリックコメントの3番、東日本大震災津波の津波を削除したらどうかという意見については、私自身も震災のときに沿岸を歩いて被害を間近に見ていますので、津波の被害や教訓、経験を非常に大切にすることについては何のそごもないのですが、県内全域で、この東日本大震災によって非常にさまざまな事案、放射能であったり、停電であったり、そういった事案が生じたことに鑑みて、全体の文章の中で、全部東日本大震災津波によりとだけするのはなくて、どこかに津波を外した形も——素案の語り継ぐ日条例の名称でなくてもいいので、全体文として

の話みたいな形で捉えてもらう部分があってもいいのかなと。

東日本大震災津波イコール今回の災害、確かにそのとおりですし、岩手県としてもこれまでその名称を使ってきたことは承知しておりますが、ただちょっとそういった思いがあります。どうしても変えてくれという話ではないのですが、どうなのでしょう。何ともまとまりがないのですが。

○**飯澤匡委員** それに関連して。今郷右近委員が申し上げたことについて、私も以前お話しをしたところですが、議会で設置された特別委員会にしても、東日本大震災津波ということで整理されたのです。思い起こしてみると、今までも本県の場合は、一定程度の震災に関することについては津波という言葉はずっとつけてやってきた経緯があって、執行部も恐らくそういう中でちゃんと整理をされて今日まで来たのではないかと。当時のことは混乱していて思い出せませんが、議会も恐らく執行部に倣って津波をつけるようになったのではないかと推察されます。

岩手県は東日本大震災津波、宮城県は東日本大震災ということになっているのですが、それについてどのような整理をされて今日まで至っているのか、そうした区分や経過、今日までに至っている状況について、総意的な見解があるのかどうか示してください。

○**大槻復興局長** 随分前の話なので、おぼろげなところもあるのですが、確かに国は東日本大震災という言い方になっていたと思いますが、本県の場合は沿岸部の被害がかなり大きかったこと、津波により直接的にお亡くなりになられた方もかなりいらっしゃったことから、津波被害を強調する意味もあって、東日本大震災津波で統一をしたと記憶しております。

○**郷右近浩委員** 確かに東日本大震災の津波によって亡くなった方々が多くいるのはそのとおりですし、私もそうした意味で了解としました。しかしあときは、内陸でもライフラインに甚大な被害が出て、いろいろな意味で大変な思いをしたり、またさらには直接的ではないにしても亡くなった方がいた中で、東日本大震災津波により亡くなった多くの尊い命ということだけでいいのかなというのが、ちょっと改めて今回のパブリックコメントを受けて感じているところでもあります。

どのように整理するのかですが、前文に何かしら、そうしたニュアンスが加味されるようにできないかと思うものであります。

○**岩淵誠委員長** 具体的に何か案はありますか。

○**郷右近浩委員** ないです。加味できるかなというだけ。そもそもこの条例の素案をつくりましたので、必ずここをこうしてほしいという話ではないです。この条例の素案をつかった際、私も賛成させていただいていますので。ただ、県民からなのか、市町村からなのかはわかりませんが、このような意見が出てきたので、私の心にちょっとだけ残っていた部分もあり、やはりそのような意見もあるのだなと思い、話をさせていただいたところでもあります。素案のとおりでいくというのであれば、それに反対するものではないという中で意見でありますので。もし御理解をいただけるなら、皆さんも一緒に考えていただけ

ればというぐらいでありますので、よろしくお願ひいたします。

○岩渕誠委員長 ほかに御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、整理をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それではまず初めに、工藤委員から、悲しみと教訓について、悲しみは教訓の中に含まれるのではないかという具体的な提示がありました。皆様から御意見を賜りたいと思います。

○佐々木宣和副委員長 言葉の表現のところなので、すごく難しいと思うところがあります。教訓という言葉の中に経験も悲しみも含まれるという御意見ももつともだと思えますが、将来にどうやってつなげていくのかというところ、先ほどの津波の話もそうなのですが、個人的な思いも含めてということを考えますと、前段の悲しみというのはすごく重要なワードなのかなと思っています。例えば悲しみと教訓と経験となると、経験をもとに教訓を得て、防災等について考え、事業を実施していくという流れだと思えます。委員会での議論も踏まえますと、悲しみと教訓という原案どおりでよろしいのではないかと思っております。

○工藤大輔委員 その考えでもいいと思いますが、私が指摘したのは、この文章の、今後復興に向けた歩みは続いていくがという一連の文章の中で、悲劇という、悲しみを強調する言葉もあったので、二重になるなという感があつて。であれば、教訓は全てを含む重い言葉だと思うので、その一つにしたほうが言葉の重みも増すと思ったところです。

○中平均委員 きょうの委員会は、パブリックコメントに対する対応を協議する委員会なんでしょうか。それとも、パブリックコメントの内容を踏まえて、もう一度素案の各内容について協議をし、例えば今工藤委員から提案がありましたが、コンセンサスを得られるのであれば素案の内容も変えていくという委員会なんでしょうか。

○岩渕誠委員長 これはあくまでパブリックコメントを受けて最終案を決定するものですから、パブリックコメントの報告をして皆さんに御協議をいただくものであります。当然最終案の決定ということになりますので、パブリックコメントの内容のみにとられるものではないと考えますが、素案につきましては委員会で決定をいただいておりますので、その趣旨を酌み取って御議論をいただければと思います。

今の工藤委員の御指摘であります。ほかに賛同される御意見があれば伺いたしたいと思います。

○岩崎友一委員 工藤委員から、悲劇と悲しみは同じ意味合いではないかという発言がありました。悲劇という言葉は、客観的に見ればそういった悲劇という言葉になるのですが、例えば震災で誰かを亡くした方々の立場に立てば、悲しみには重いものがあると思えます。形式的に悲劇は言葉として使つていいと思うのですが、誰かを亡くした方々に寄り添うのであれば、悲しみという表現を当初の案どおりしっかり残すべきであると思えます。

す。

○岩渕誠委員長 ほかにありますか。

工藤委員、どうでしょう。御指摘は御指摘として承りましたが。

○工藤大輔委員 はい、了解です。

○岩渕誠委員長 よろしいですか。それでは、今御意見のあった工藤委員からの御指摘につきましては、御意見として承りながらも、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 次に、御意見のありました東日本大震災津波の津波という部分に重きを置いた御意見とありますが、これも御意見ということにさせていただくことでいかがでしょうか。原案についてはそのとおりということで。ただし、いただいた御意見の趣旨については、執行部も議会側も、今後少し頭の中に置いていただいて、心を砕くようなことではいかがかと思うのですが。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 郷右近委員、いかがですか。

○郷右近浩委員 了解です。

○岩渕誠委員長 飯澤委員、いかがですか。

○飯澤匡委員 はい、いいです。

○岩渕誠委員長 それでは、御意見を賜ってまいりましたが、条例案につきましては、お示した案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、さよう決定をいたしました。

次に、パブリックコメントの実施結果の公表についてですが、資料1—2及び資料1—4の内容のとおり、条例案の議決後に公表することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員 1点だけ確認です。一般的に条例案に係るパブリックコメントを実施したときは、議決後にパブリックコメントを公表しているのですか。また、その理由を聞きたいです。

○戸田法務・情報公開課長 執行部提案の場合は、議決後ではなく、議会に提案する前に公表している例のほうが多いのではないかと思います。

○中平均委員 今委員長は、議決後にパブリックコメントを公表するとのことですが、今までは議決前にパブリックコメントを公表していたという記憶があります。今回あえて議決後に公表するという案を出した理由を教えてください。

○岩渕誠委員長 パブリックコメントを承ったのでありますが、議会の場でお話しをしておりますので、最終的に議会で責任を持ってこの案について検討するための材料とすると

いうことであります。

○**中平均委員** 議決後でもいいのですが、何で議決前に出さないのですかという質問です。今の説明だとちょっとわかりづらいのですが。

○**岩淵誠委員長** 説明が足りませんでした、おわびします。ここ最近の議員提案条例につきましては、議決後の公表が続いておりますので、この慣例に倣うものであります。

○**中平均委員** どっちにするかを決めればいいだけの話です。議員提案の場合の慣例では議決後ですが、執行部提案の場合は議会に提出する前にパブリックコメントを公表してきたのですよね。議員発議では、議員同士での意見交換も終わって、パブリックコメントの結果もどこに出すということもなく、議決後に公表してきたということなののでしょうか。では、逆に県は条例案の成立の前にパブリックコメントを公表している理由は何でしょうか。議会対応だけのためなののでしょうか。

○**戸田法務・情報公開課長** 案をまとめて議会に諮るに当たって、県民の皆さんの御意見も伺ってこのように取りまとめましたということで、議会に提案して御審議いただくものであります。執行部の場合は、そういったやり方をしているということになると思います。

○**中平均委員** どちらがいいのでしょうか。私もよくわからないところがあるのですが、今回は急いでやっていますので、決議前にパブリックコメントを公表することによって、何か不合理な点等あるのでしょうか。

○**岩淵誠委員長** 不合理ということではないと思いますが、あくまで政策立法過程の中で、議会が最終的な判断をする場面でのパブリックコメントということで、執行部提案とはちょっと違う性格を持っているものと感じますし、そういった考え方のもとに、これまでも議会の提案条例は、そのような取り扱いがなされたものと理解しております。

ただ一方で、どうしても委員会として議決後ではなくて議決前ということであれば、これは委員会としての意思でありますので、ここで問うてやるということになります。

○**飯澤匡委員** これは議員発議でありますので、私たちが調整をして、最終的には議決をします。主体性は我々にあるのです。執行部の場合は、最終的に議決を諮る上で、丁寧に県民の意見も、その間の過程も出すという意味合いだと思います。議会に与えられた権能というのは、選挙で選ばれた私たちが自主的に請願を受けて条例をつくるのですから、あくまで議会主導でやるべきなのです。大事なのはどういう意味合いで我々が決めるかということなのです。ここの中でしっかり検討したのですから、委員長が言ったとおり、パブリックコメントの公表については議決後でも何ら問題はないと思います。

○**中平均委員** 私は、前や後にこだわっているのではなくて、何で今回だけ後なのか、その取り扱いの確認をしたかっただけです。別段その前にオープンにするべきという意味合いで言っているわけではないので、御理解いただきたいと思います。

○**岩淵誠委員長** それでは、パブリックコメントの公表につきましては、条例案の議決後に公表することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、さよう決定いたしました。

次に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、前回の当委員会で御決定いただいたとおり、議会運営委員会に報告の上、2月定例会招集日に、総務委員会発議の発議案として提出することとなります。また、委員会に付託せず、同日に議決いただくことを想定しております。

議会運営委員会での報告につきましては、2月定例会の10日前議会運営委員会で行うこととし、お手元にお配りしております資料2-1の条例案、資料2-2の条例案要綱及び資料2-3の条例案のあらましのほか、先ほど御協議いただきました資料1-2の意見検討結果一覧及び資料1-4のパブリックコメントの実施結果もあわせてお配りし、説明したいと考えております。

説明者につきましては、前回の報告と同じく、議会運営委員会委員である武田哲委員にお願いしたいと考えております。説明は以上であります。

今後のスケジュールについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、今後のスケジュールにつきましては、当職から説明したとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 そのほか、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって（仮称）東日本大震災津波を語り継ぐ日条例について、調査を終了いたします。

これまでの長きにわたる各委員の真摯な御発言、検討に、委員長として心から深く感謝と敬意を申し上げます。ありがとうございました。

この際、総務部から令和2年12月29日から令和3年1月11日の間の大雪等に係る被害について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤澤総合防災室長 令和2年12月29日から令和3年1月11日の間の大雪等に係る人的被害等について御報告申し上げます。なお、報告に当たりましては、便宜、お手元に配付しております令和2年12月29日から令和3年1月11日の間の大雪等に係る被害についてにより御説明させていただきます。

1の被害の状況についてであります。人的被害につきましては、死亡2名、重傷4名となっており、いずれも除雪や屋根の雪おろし作業中の事故によるものです。住家の物的被害につきましてはありませんでした。

国、県の管理道路の被害につきましては、12月24日に雪崩による全面通行どめが西和賀町内の国道107号において発生いたしました。12月25日以降、当該箇所は片側通行が可能な状況となっております。また、1月8日に倒木による全面通行どめが二戸市内の

一般県道 241 号において発生いたしました。現在は解消されております。

鉄道関係につきましては、新幹線等において一部運休やおくれが発生いたしました。現在は通常どおり運行しております。

ライフラインにつきましては、1月7日に暴風雪の影響で停電が一関市で約1,030戸、花巻市で約30戸発生いたしました。現在は全て解消されております。

3の市町村や県民への啓発、注意喚起についてであります。県では11月以降、各市町村に対し、降積雪期における防災体制の強化等についてとして、災害初動体制や警戒避難体制の確立、住民への事故防止に向けた普及啓発などを内容とする注意喚起の通知を发出しておりますほか、県政記者クラブに対し、特に除雪作業中の事故防止等に関し、住民への注意喚起の協力を依頼したところです。これを受け、報道各社においても県民に対する注意喚起を継続的に実施していただいているところです。

今後においても、引き続き雪害を含め予期せぬ災害に対応できるよう、県民一人一人の防災意識の向上、住民同士が助け合える体制の強化、関係機関が連携した防災体制の整備に取り組んでいきます。

次に、農林水産関係被害につきましては、本日の農林水産委員会で報告している令和2年12月14日からの大雪による農林水産関係被害及び対応状況についてを御参考までに配付しております。

被害の状況ですが、1月12日16時現在で、被害額約11億2,441万円となっており、現在市町村関係団体等と連携し、被害状況の早期把握に取り組んでいるところです。

被害への対応状況ですが、農業共済組合等に対し、共済金の早期支払いや円滑な資金融通等について要請を行ったほか、市町村、関係団体等との連絡会議を開催し、必要な対応等について意見交換を行っているところです。また、国に対し、被災した農業施設等の復旧に必要な支援策等を講じるよう要望を行ったほか、被害を受けた農業者からの生産活動、経営等の相談に応じるため、県内10カ所に相談窓口を設置したところであります。以上で説明を終わります。

○岩淵誠委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 御説明ありがとうございました。今御説明いただいたことについて質問させていただきます。

最初に説明いただきました人的被害報告の資料なのですが、物的被害（住家に限る）の部分を見ますと、全てゼロであります。今回の大雪では、金ケ崎町、奥州市を含めて、県南地域がかなりひどい状況だったので、いろいろ見て回ったのですが、屋根が半分落ちていたり、雨どいがすごい状況になっていたり、サンルームが屋根からの落雪で全部壊れていたりという状況でありました。これらについては、軽微だから物的被害には載らないということなのでしょうか、お伺いします。

○藤澤総合防災室長 県では、冬のシーズンだけになりますが、毎月市町村から大雪に関する被害報告をもらい、消防庁に報告しております。その中で、今現在住家に係る被害等

について、早急に1月11日までの状況を確認したところでありまして、これはまだ速報値ということで扱っております。今後詳細な調査等によって、数値等については変わる可能性があるということで御理解いただきたいと思っております。

○**郷右近浩委員** かなり被害が出ております。なぜ市町村のほうでは屋根が落ちていることをわかっていないのか、よくわかりませんが、それは置いておいて。

今回の大雪による除雪体制については、県にも腐心していただいて、岩手河川国道事務所にも応援依頼をしたりと、県南広域振興局も含めていろいろやりくりしていただいて感謝申し上げますが、それでも追いつかない状況であります。また農業被害についても、希望いわてと立憲民主党と一緒に調査をしたところ、リンゴの木はすっかり雪に埋まっていて、枝折れどころか幹が折れているものもありました。そういったものを見させていただいて、今後かなりの被害額が積み上がっていくだろうと思ったのですが、今県としてどのような対応を進めていこうとしているのか。まず除雪体制、先ほどの説明では、除雪等体制の整備は既に実施した措置ということでありました。いつも県南地域では1月末に雪が降りますが、ことしは12月までにかなり降ったので、その時期にまた降るのかどうかといった思いでいるのですが、除雪体制をどのように整備したのか。例えば拡充したのか、それとも体制を構築したのか、お伺いしたいと思います。あわせて農業被害等、今現在被害が出ている部分に対して、県はどのような対応をとっていくのか。恐らくこれまでも国等にさまざまな求めているとは思いますが、そうした内容についてお知らせいただければと思います。

○**藤澤総合防災室長** 除雪の関係についてお話ししたいと思います。

除雪については、大きく道路の関係があると思っております。こちらにつきましては、道路管理者が行うということで、国の管理道路につきましては国土交通省、県の管理道路につきましては県、市町村道につきましては市町村、それから高速道路等についてはネクスコ東日本がしっかり行うということで役割分担がされております。

それから、個人が行う除雪の話では、毎年除雪作業中の事故等も起きておりますので、除雪機を使った除雪作業、あるいは屋根からの雪おろし等につきましては、万が一のときに備えて、家族や御近所に声がけしてやっていただくとか、携帯電話等を持ってやっていただくように、お一人お一人の除雪作業については注意喚起ということで周知を行っているところであります。

○**小原参事兼財政課総括課長** 被害に対する支援につきましてであります。県におきましては、今般の大雪災害の被害状況を踏まえまして、国に対して被災したパイプハウスの撤去ですとか、再建等を支援する事業の実施につきまして1月8日に要望したところであります。現地からは、被害を受けた農業施設等の撤去、再建、水稻育苗などへの支援を要望されている状況でありますので、県といたしましてはこうした声を踏まえまして、次年度の営農継続に向けた必要な対策につきまして、現在農林水産部と検討を始めたところであります。

○郷右近浩委員 除雪等体制の整備については、国土交通省が国道であったりというのは確かにそのとおりなのですが、今回国土交通省にも県道を含めて基幹道路を大分やっただけで、振興局ともやりとりをさせていただきましたが、県にもいろいろと働きかけをいただいているので実現しているのだと思います。それぞれの市町村だけでは間に合わないといった中で、そういった大きな力が動くと、割と市町村の生活道路に入っていけるというような要素があると思います。今回の12月の大雪については、従来どおりのやり方で進めていたがゆえに、まずは幹線道路だけということで、細い道路には全然入れないといった状況があったので、今回、岩手河川国道事務所とやりとりをして、いろいろなお手伝いをしていただけるシステムをつくったので、次また降ったときには、市町村がもっと回れるようになって、地域の道路もさらにやれるようになるのではないかと期待しているところであります。

ただ今度はお金の問題があって、市町村によっては例年の除雪費以上、例えば奥州市では、これまでにかかった1年間の最高額が8億円ぐらいだったのが、12月でもう既に底をついたと。これは奥州市だけではなくて、県南地区どこもそのような状況になっています。もちろん交付税措置、半額に毛が生えたよう交付税措置がされるのでありますが、これからさらに7億円、8億円と積み重なっていったときに、自己資金で真水3億円以上を出さなければならないというのは、今の市町村財政にとってなかなかしんどいだろうなど。そこで、県は市町村と一体になって、国に対して、例えば特別交付税で何とかその一部を見てもらえないかといったようなことを求めているのでありますが、その点についてはどのような考え方を持っているのでしょうか。

○白水総務部長 除雪の関係について、重要な御指摘をいただいたとっております。特に市町村の除雪費がかさんでいるということで、私も先週西和賀町の副町長とも話をいたしまして状況を確認をいたしております。その際、道路の除雪もそうですが、高齢者宅の除雪も非常に大変で、コロナ禍で年末年始に娘、息子が帰ってこなくて除雪を頼めなかったなど、コロナ禍における大雪という複合災害の様相も呈しているということでありますので、状況をしっかり見ていく必要があると考えております。

郷右近委員から御指摘がありますように、各市町村では例年予算に除雪費を計上していると思うのですが、それを超えてしまっているという状況については、市町村課等も通じてしっかり状況確認をさせていただければと思っております。その上で特別交付税の措置、今後3月交付というのがありますので、それに向けて必要なタイミングで国にもしっかりと要望していかないといけないと思っております。いずれにしても市町村の状況もよく確認をして対応していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、きょうの農林水産委員会でも被害の報告及び対応状況を個別にいろいろ話をされているとは思いますが、これにつきましては、先ほど御説明いただきましたように、1月8日に国に対して要望を行っていただいたということであります。

ただ、今回被害を受けているのは、この資料を見させていただいても、育苗ハウスであったり、これから種まきをするのに必要なハウスであったりということで、これから春の生産に対してぎりぎりの時間というか、タイムスケジュールになっているのかなど。このままいくと、育苗関係も余力があるところに頼んだりなど、さまざま工夫をしながらやっていくと思うのですが、ただそれでもどうしても絶対数が足りないという状況の中で、結局苗をどのようにつくるかを考えざるを得ないと。だとすると、せいぜい3月の頭ぐらいには一つのめどとして、国と県には復旧に対する方向性を出していただきたいと思うのであります。平成25年や平成28年の大雪災害では、国から6分の5であったり、2分の1、10分の3、いろいろな形での補助をいただいております。また、さらに県が上乘せして6分の5といった形でやっております。先日知事も記者会見の中で大雪被害に対しての認識は示されておりましたが、何とか県としてしっかりと取り組んでいただきたいと思うのですが、その点に対してどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○小原参事兼財政課総括課長 県といたしましては、被害に対する支援がしっかりできますように、先ほど申しましたように国へ要望しているところであります。その内容につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の対象となる気象災害としていただくように、補助率が今10分の3から2分の1に上がるようにしっかりと要望しているところでありますし、さらに農業パイプハウスの撤去経費を助成対象にするですとか、農業用機械の附帯設備の修繕を助成対象に追加するなどの要望もしているところであります。県といたしましても、国の予算を踏まえて、できれば支援する形をとりたいということで今進めているところであります。

○郷右近浩委員 平成25年度のときの補助率6分の5は、震災の復興のときより補助率が高いということで、農林水産省であったりさまざまなところで、果たしてこれでよかったのかという議論があったやに聞いております。ただ、農業者が再生産したい、続けていきたいと思えるような体制をしっかりと構築していただきたいと思いますが、その点について総務部長から御所見をいただきたいと思っております。

○白水総務部長 非常に重要な御指摘をいただいたと思っております。財政課総括課長からも答弁させていただきましたが、まず被害状況をしっかりと把握していかないといけないと思っております。あす、私も金ヶ崎町、奥州市、一関市へ伺う予定でありますが、しっかりと見てきたいと思っております。もちろん農林水産部長と農林水産部は既に現場等を見てきておりますが、私も現場をしっかりと見てきたいと考えております。

その上で、財政課総括課長から答弁いたしましたように営農継続、来年度以降もしっかりとやっていけるように可能な限りの措置を、対策をしっかりと講じていくことが必要だと思っております。それは、郷右近委員からも御指摘いただきましたように、対応可能なところの育苗を分けてもらうなど、いろいろやり方はあると思いますが、やはり財政措置、財政支援が必要になってくることも想定されますので、それについてはまず要望いたしまして、国でどのような補助制度、あるいは補助率の拡充等、過去の対策も参考にしながら

やっただけなのかというのはしっかり見る必要があると思います。それも踏まえて県としてどういった対策、支援、あるいは財政措置が必要か、早急に検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、地元の皆さんの営農継続がしっかりできるように取り組みを、関係部とも連携をして進めていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 ぜひしっかり進めていただきたいと思っております。

1点だけ財政課総括課長に確認です。今部長からも、しっかり取り組んでいただくお話をいただきました。あとは農業者の方々や今回のさまざまな雪害で非常に困っているの方々に対して、メッセージではないですが、スケジュール感を早目に示してほしいと思うのです。しっかり取り組んでいただけることは本当にありがたいのですが、現場の人間からすれば、いつ、どうできるのだといったものがありますので、県の対応として、どのようなスケジュール感で、どう進めていきたいといったようなものがあるのであれば、教えていただきたいと思っております。

○小原参事兼財政課総括課長 今の時点におきましては、予算措置の必要性ですとか、時期等につきまして、国の予算状況等を踏まえまして、早急に適切に対応できるように取り組んでいきたいと考えているところであります。

○佐々木順一委員 それでは、今の郷右近委員の雪害に関して質疑等させていただきます。例えば育苗関係者、担い手も含めてであります。かなりの育苗ハウスを持っています。我々が行ったときは、それがほとんど倒壊している状況でありました。そして、この大雪であります。まずは雪を除雪して、そのハウスまで行かなければならない。行っても、次の春の作付に備えるためには、倒壊したビニールハウスを全部撤去しなければならない。だが、マンパワーが足りないのでどうにもならない。一緒に行ったある首長は、我々としても除雪隊を編成しなければならないなどのことでありました。それはそれで、それなりの効果はあるとは思いますが、いずれにしろマンパワーと、撤去から入るのであります。新しいビニールハウスを調達するには、まずお金がかかると。ハウスメーカーに聞いてみたところ、物は全国から集めれば何とかなるが、県内に建てる人がいないと。だから、発注して新設するのであれば、その技術者を県外から招かなければならない。そうすると、それなりにまた経費がかかるのであります。

いずれにしろ4月の初めには種をまいて、5月の連休明けには田植えというのが恐らく普通なのですが、その営農計画も今の段階では見通せないというのが実態です。これは一つの事例であります。七つか八つぐらいあったビニールハウスを1年かけてやるかと、その農家の方は言っていました。

コロナ禍の苦しみの中で、飲食業が自粛や時間短縮を行っておりますので、農林水産物の提供も少なくなっています。つまり、岩手県全体の農林水産の生産額も下がると。そこに今回の大雪でありますから、一言で言えば農業意欲、営農意欲がもう底をついてきていると。俺、諦めるかなというのが今の被害を受けた方々の偽らざる心境なのです。ここに手を打たないと、離農ということになりかねないのであります。離農になるとどうなるか、

もう推して知るべしであります。岩手県の農業生産額は減少するし、中山間地域は衰退するのであります。そして、今まで培ってきた文化も何もかもなくなるのであります。それだけ大きな影響が今度の大雪であらわれたということでもあります。

新潟県や北陸地方も同じような被害を今受けております。しかしながら、この大雪でありますから、被害の全容が明らかになるのはかなり時間がたってからなのです。先ほど郷右近委員も言いましたが、例えばリンゴの木の幹や枝が折れた被害を調査するにも、なかなか行けない状況でありますので、実態を踏まえて国の予算云々となると、来年の営農は諦めろと言っているのと同じなのです。技術的にお金をどこから持ってくるかとか、そういうのは皆さんの専門でありますから、まず率のいいのを持ってくればいいのです。被災した農家の方々が心の中で叫んでいるのは、まず公的機関で、岩手県も市町村も含めて、今度の大雪で被害に遭った方々に対して、我々県、市町村はこういうことをやるよと、そのアナウンスからまず始まって、対策上の予算化についても、2月定例会を待っていたら、営農をやめろと言っているのと同じなのですから、一刻も早くまとまった対策経費を計上する。できれば臨時議会が一番いいと思うのですが、そちらで間に合うかどうかわかりませんが、いずれ速やかに。2月定例会の中日での採決、あるいは最終日、そんなことを言っていたら、被災した農家の皆さんに営農を諦めなさいと、岩手県で技術的に間に合わないからと言っているようなものであり、離農宣告と同じです。

早く、こうこうこういうことをやるということを被災した農家の皆さんにお伝えをする、そして速やかに対策予算を計上する、このことをぜひお願い申し上げたいと思います。先ほどの小原財政課総括課長の話では、どの辺をゴールにしているのかわからなかったものですから、技術的にどういう予算を調達してどうするかは専門的な皆さんで考えてやっていただいて、一日も早くというのを我々の立場で申し上げたいと思っております。これについて総務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○白水総務部長 重要な御指摘をいただいたと思っております。いわゆるスピード感を持った対応、対策を講じるということだと思います。先ほど御答弁させていただきましたが、あす、私も現地へ行かせていただいて、その場には地元の首長もお越しになるということで調整中ではありますが、市町村役場の皆さんの御意見も聞きつつ、まずは実態をしっかり把握したいと思っております。

その上で、どのような対応が可能か、お金がかかること、かからないことあると思いますが、どういった対応が可能か、早急な洗い出しをしないといけないと思っております。予算措置が必要なものについては、どういったタイミングでやっていくべきか、もちろんスピード感を持ってやらなければいけないのですが、2月定例会が始まることも踏まえながら、どういったスケジュールでやるべきか、至急に検討させていただければと思っております。また議員の皆様からの御意見をいただきながら進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐々木順一委員 わかりましたとしか言えないのですが、部長が調査に行くのですか。

○白水総務部長 あす。

○佐々木順一委員 それでは、知事も一緒にお出かけいただければ、なおありがたいと思います。ぜひ被害の現場を、市町村の御要望を聞くのも大事であります。最も大事なものは、被害に遭われた農家の皆さんが営農意欲を失いつつあることを肌で感じていただきたい。そこがスタートだと思います。市町村もそれなりに深刻に受けとめているとは思いますが、皆さんと同じようなお立場でありますので、一定の枠、制約の中でしか対策を打てないと思います。被災者の農家の皆さんの立場に立てば、あすにでもやってくれなのですよ、はっきり言って。その悲痛な声に公的機関がどう応えるかが今度の問題だと思います。

何回も言うとおおり、コロナ禍にありますので、みんな苦しみの中で新しい年を迎えました。農家の皆さんも、ことしは気持ちを新たにして営農に励むかと思っていた矢先にこの被害にあったわけであります。岩手県の風土気候上、通例であれば2月、あるいは3月の上旬に大雪の被害があるのですが、ことしは去年から被害を受けております。一日でも早く、あすにでも対策を打って、何とか我々を救ってくれというのが被害に遭われた農家の皆さんの思いでありますので、ぜひその気持ちを酌んでいただいて、被災農家の皆さんの期待に応えるように、特段以上の発想と対策を講じていただくようお願いを申し上げて、きょうは終わります。

○武田哲委員 自由民主党でも被災地を回ってきました。佐々木順一委員からもお話がありました。ビニールハウスを建てるにしろ撤去にしろ、人がいないと。その上に、今はハウスの単価が物すごく上がっているのです。2分の1の補助になったとしても、以前よりも農家1件当たりのハウスの建設の負担はかなりふえると思います。坪単価にあと1万円を足せば鉄骨のハウスが建つくくらいの価格まで高騰しています。そのような中で、撤去にしても融雪をどう早めるのか、その方法をきちんと示していただけないか。太陽の熱を利用しながら、しっかりと融雪を促進するような技術の情報もあわせてお知らせいただきたいというお話があります。

そのほかに、今年度作付するに当たって種子の確保が、一部十分にできていない品種があるようです。育苗をどこかにお願いするにしても、飯米の作付を少し減らしていかなければならないのです。各市町村が各地域の作付状況もしっかりとにらみながら、飯米用の米を全て育苗すればいいという話ではありません。そのほかの餌米の種子も、ほかの地域にお願いするにしても、それぞれ種子をしっかりと分けておかなければならないというところも出てくると思います。

また、苗の育苗をお願いするにしても、それを運ぶ手だて、そして苗の値段はかなり上がっています。以前のような単価ではないですので、お願いした場合、それぞれの農家の負担は確実に増します。苗の補助のあり方についても、しっかりと御検討いただきたいと思います。いずれにしても2分の1の補助をいただいてハウスを建てるとなると、補強入りのハウスということになりますので、そのほかにも簡易な方法で建てる方法がないのか、

少しでも少ない負担で建てる方法がないのか、あとは昔はよくやっていた畑苗代——ハウスがなくても苗代で育苗をするという方法もあると思います。そういった技術についても県からもお示しいただいて、農家の負担を少しでも少なくしていただきたい。

そして、ハウスを建てられるのが早くて6月からではないかと。早くて6月ですから、本当に間に合わない状況です。しっかりと農家に情報を伝えていただきたい。

今後ますますこういった雪害の例はふえてくると思います。今後に向けた防災のあり方をもう一度御検討いただきたいと思っております。

それから、リンゴ以外の永年作物、ブドウであったり、ブルーベリーであったり、そういったものの被害もふえてくると思いますので、その辺もしっかりと注視をしていただき、御検討いただきたいと思っております。

○白水総務部長 武田委員からも大切な視点での御指摘をいただいたと思っております。まず、農林水産部としっかりと連携をとっていくということだと思いますが、ハウスの単価が上がっていること、作業をするにしても融雪から撤去、そして再建まで時間がかかるといふこと、さまざまなやり方があるのでしょうか、地域のいろいろな作付の状況も違うということでもありますので、地域の応援や支援をするにしても、そういった調査も必要だといふ点等々御指摘いただきました。

先ほど、あす現地に行きますことを申し上げましたが、説明が不十分なところがありました。あすは知事も県南地区に向かいます。私も知事の視察に同行しますが、その際に農業者の方もしっかりと懇談をして状況を聞いてまいりたいと思っております。まずはしっかりと実態を把握した上で、今武田委員から御指摘いただいた点を踏まえて、県としてできる対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 私から2点です。県南地区がこれほど被害が甚大だったのは、初雪が1週間続いてしまったためなのです。一定程度予兆があれば、パイプハウス等もそれなりの対応ができたと思うのですが、いきなり3日、4日、どかんと降ったので、このようになってしまったという、今回はかなり特殊な事情だったのではないかと思います。あとは、数年来暖冬が続いていて、パイプハウス等もかなり簡易に建てられるものを非常に多く導入してきたということもあると思います。

いずれ撤去についてはしっかりと費用を見てもらわないとなかなか大変だということは、私も地域の農業者の方から意見を聞いておりますし、先ほどもマンパワーの話もありましたので、しっかりと措置をしてもらわないと困ります。

それから、もう一つ、農林水産部と連携をしていただきたいのは、最近県の施策の中で全天候型の非常にハイブリッドなハウスを推奨してやっているのですが、これについては建てつけ自体が非常に頑丈ですので、被害等についてはあまり出ていない。したがって、今後は農林水産部と呼応して、建てかえにしる、生産意欲を向上している方々については、全天候型の導入をもっと手厚くやるなどの工夫が必要ではないかなと。先ほども農業生産意欲という話も出ましたので、うまく喚起するように工夫をしていただきたいと思っております。

これは意見で終わりにします。

2点目は、チェーンを巻いた車が大量走行していますので、道路の傷みが非常に早いです。各市町村が春先までに凍上災等の申請を国にするのですが、これもマンパワーが足りなくなっています。そしてまたコロナ禍にあって、財政的にも非常に絞られる可能性もあるので、恐らく国としては強靱化を含めていろいろな対応をしていくことにもなりかねないと思います。したがって県としても、少し早く国に申請できるような体制整備を、振興局を通じていろいろな策を練っていただく必要があるのではないかと思います。いずれ今の時点でちょっと出ているアスファルトの面は、非常にがたがたになっています。対応がおくれて、またことしの夏が暑かったりすると、交通事故につながったり、いろいろな面で悪く作用していくので、将来を見越して、これは振興局の仕事だと思っておりますのでしっかりやっていただきたいと思います。2点目についてだけ、今後の考え方といたしますか、感想を含めてお知らせください。

○白水総務部長 道路の損傷等のお話であります。私も西日本の自治体に勤務していることが多かったのですが、このような問題は岩手に来て初めて知りました。私が住んでいるのは盛岡市内ですが、盛岡市の道路も相当傷みが早いと道路の担当からも聞いたことがあります。今回飯澤委員御指摘のとおり、例年のない豪雪、大雪だったことはデータでも明らかになっております。

まず、道路の損傷について、振興局ともしっかり連携しながら、また市町村道もあり、さまざまな管理主体がありますので、その管理主体とも連携をしながら対応していかないといけないと思っております。また、それに対するさまざまな財源確保も重要になってきますので、特別交付税措置の要望も含めて国にもしっかりと要望し、財源の確保も進めていきたいと思っております。いずれにしても、飯澤委員の御指摘をしっかり受けとめて対応していきたいと思っております。

○岩淵誠委員 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。